

(鶴岡市内在住で高等教育機関に通う18歳以上の学生用)

緊急小口資金の拡充支援事業【鶴岡市独自事業】

1 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、アルバイト収入や仕送りが減少した大学生など、緊急かつ一時的な学業維持のための貸付を必要とする世帯

2 貸付上限額

一世帯につき一回限り 100,000円以内

3 据置期間

1年以内

4 償還期限

2年以内

5 貸付利子・保証人

無利子・不要

6 要件

- ① 鶴岡市に住民票がある者
- ② 山形県生活福祉資金緊急小口資金(特例貸付)限度額10万円の貸付を受けている世帯
- ③ 未成年者の場合は、親権者等の同意が必要です

7 申請受付等

○ 開始時期:5月中旬～7月末(原則3か月間)

○ 申請・問い合わせ

〒997-0033 鶴岡市泉町5-30 鶴岡市総合保健福祉センター2階

鶴岡市社会福祉協議会生活支援課 電話 24-0053 FAX23-9110

(申請書等は相談後、お渡しします)

鶴岡市役所事務局

鶴岡市馬場町9-25 健康福祉部福祉課 25-2111(内線131)